

2025 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 サカタインクス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 上野 吉昭
(コード番号 4633 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 片山 耕
電話番号 03-5689-6601

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 17 日の取締役会決議により、当社普通株式の売出し(以下「本売出し」という。)に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、2021 年を初年度とする長期ビジョン「SAKATA INX VISION 2030」を公表し、10 年間で3つの期間に分け、現在は2期目に当たる「中期経営計画 CCC-II (2024-2026)」において、事業拡大・収益力強化の実現に取り組んでおります。1年目の 2024 年 12 月期の通期連結業績において、売上高、営業利益ともに過去最高を記録し、海外売上比率についても大幅に伸長していることから、当社は、グローバル企業としての基盤をより確かなものになっている状況であると認識しております。

そのような中、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に沿って、今年3月に公表した「政策保有株式の縮減に関するお知らせ」の通り、計画的な政策保有株式の売却も進めております。一方で、金融機関等をはじめ、当社株式を政策保有株式の対象として保有されている株主様も多数おられます。このたび、金融機関等の株主様から当社株式の売却意向を確認し、このような機会を受けて、当社株式の売出しを実施することといたしました。

本売出しによって、新たな投資家にご参画いただき、グローバル企業に相応しい高い株式流動性と広範で多様な株主構成が実現できるものと期待しています。また、このような取り組みにより、株価のボラティリティが抑制され、資本コストを低減することで、より一層の企業価値向上が実現できるものと考えます。

当社の成長への取り組みをご支援頂ける投資家の皆様当社株式を保有頂くことで、引き続き、中長期的な企業価値向上と持続的成長の実現に向けて邁進してまいります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

(1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 2,562,400 株

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏 名 または 名 称	売 出 株 式 数
	株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,178,700 株
	株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	700,000 株
	損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	303,900 株
	株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	219,800 株
	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	160,000 株

(3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 11 月 26 日(水)から 2025 年 12 月 2 日(火)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。)

(4) 売 出 方 法 野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

(5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで

(6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日

(7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。

(8) 申 込 株 数 単 位 100 株

(9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役 社長執行役員または経理担当執行役員に一任する。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 384,300 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、または本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 384,300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役 社長執行役員または経理担当執行役員に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 384,300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、384,300 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアオプション」という。)を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2025 年 12 月 26 日(金)までの間を行使期

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2025 年 12 月 26 日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社りそな銀行並びに当社株主である有限会社神戸物産及び株式会社朝日新聞社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。